

平成26年3月4日

飯舘村長  
菅野 典雄 殿

原子力災害現地対策本部長  
赤羽 一嘉



平成24年10月19日付けで決定した飯舘村における避難指示解除見込み時期について、下記のとおり変更します。

記

長泥行政区、比曽行政区、前田・八和木行政区及び蕨平行政区を除く  
16行政区

「平成23年3月11日から3年」を

「平成23年3月11日から4年」に変更する。

以上